

「特許電子図書館について —特許・技術情報の電子化の側面から—」

特許庁総務部特許情報課

渡 辺 仁

“Industrial Property Digital Library” —From the aspect of computerizing patent and technology information—

Hitoshi Watanabe

Patent Information Policy Division, Japanese Patent Office

1. はじめに

国際的な大競争時代が到来する中で、我が国が経済活力を維持していくためには技術革新を促進し、新たな競争力を確保していくことが重要であるといえます。

そのためには独創的な技術開発の成果に対して十分な権利保護を与え、成果の活用及び新たな知的創造活動の促進を図ることにより、『創造→権利設定→権利活用→創造』からなる知的創造サイクルを確立することが求められています。

この知的創造サイクルが円滑に機能するためには、権利情報であるとともに最新の技術情報である特許情報を有効活用することが重要です。

特許庁では従来より多様なツールにより特許情報の提供を行っておりますが、ここでは特許・技術情報の電子化という側面から特許庁の今

後の特許情報提供サービスの中核となる「特許電子図書館」についてご紹介いたします。

2. 特許電子図書館とは

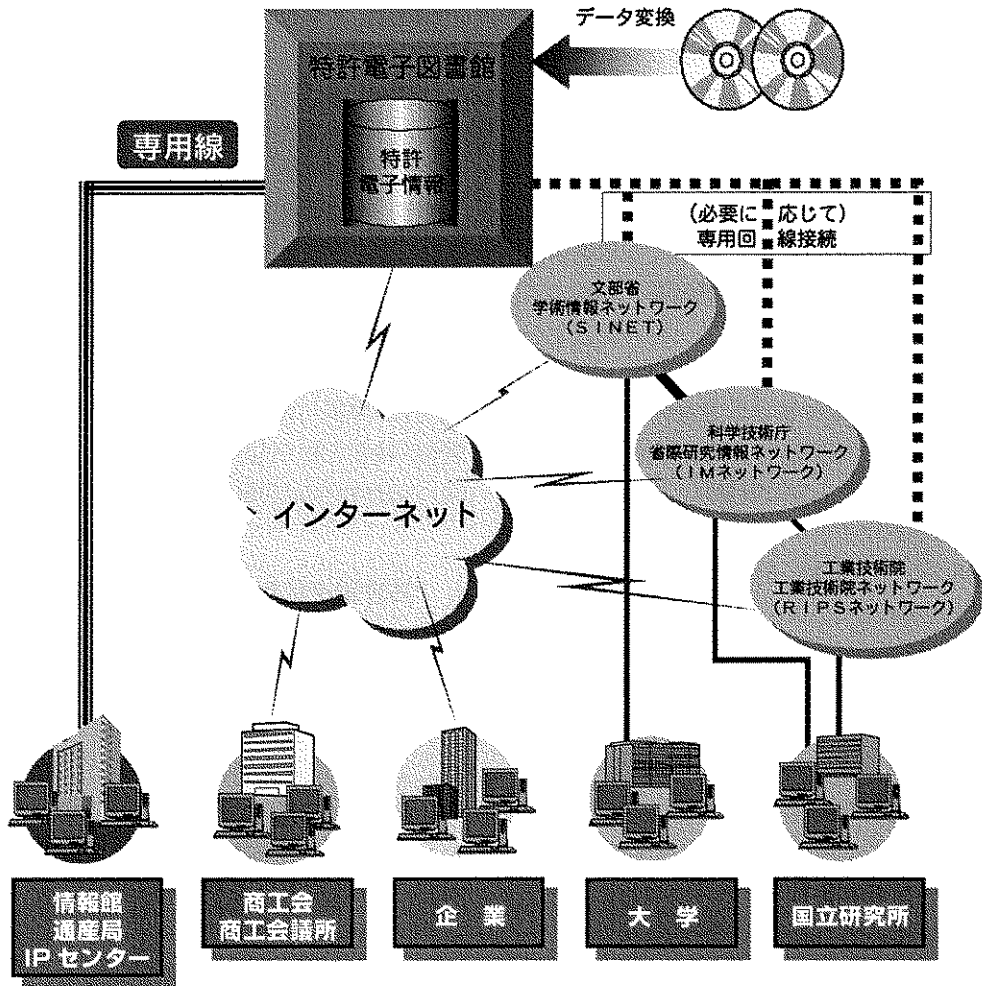
特許情報をはじめとする工業所有権情報は、これまで工業所有権総合情報館等の公衆閲覧施設において主として公報の閲覧という形態にて広く提供されてきています。しかしながら、最近の電子技術の発展により、特許公報類の媒体を紙媒体から電子媒体へと変換が進められるなど情報の電子化を促進させており、公報の閲覧においても電子化された情報を扱うことによる利点を利用者が享受できる状況を生み出しています。

一方、情報の電子化に加え、インターネットの爆発的な普及に代表されるネットワーク技術の進展も、工業所有権情報の提供形態に影響を与えています。

すなわち、電子化された工業所有権情報の伝達形式が、これまでのCD-ROMを中心としたパッケージ型メディア形式から、電子化された

特許電子図書館へのアクセス概要図

Access to "Industrial Property Digital Library"



データをすべてネットワークにて提供する形式に移行しつつあります。このことは、CD-ROMを中心としたパッケージ型メディア形式が、スペース問題、文献を広く同時に検索するといった観点からは本質的に紙媒体と同じ問題を抱えているということによるものと考えられます。この点に関して、ネットワークによる情報提供の考え方は、情報を手元に置くことなく、しかも情報のとぎれがないことから、全く

新しい情報提供の概念であるといえます。

ペーパーレス計画により電子化されたデータベースを豊富に保有する特許庁としては、紙公報、CD-ROM公報、総合資料DB、新総合資料DBなどの多様な情報提供手段が混在している現状に照らし、電子化技術、ネットワーク技術を最大限に活用した新たな電子閲覧体制(特許電子図書館)を構築することにより、時代の要請にかなった工業所有権情報の普及を一

層図ることが重要であると認識しています。

これまで工業所有権情報の閲覧の中心的役割を果たしてきた工業所有権総合情報館等の公衆閲覧施設では、専用回線により接続されたより高速の情報サービスが提供されるとともに、情報提供ツールが混在していた状態よりも質の高いサービスの提供が可能となります。

一方、インターネットを通じて公衆閲覧施設以外から特許電子図書館へのアクセスを可能とすることにより、平成9年6月に開催された工業所有権審議会情報部会においても示唆された、工業所有権情報を迅速・低価格・容易にアクセスできる環境を確立することが可能となります。

新たな電子閲覧体制である特許電子図書館は、専用回線にて接続された質の高い閲覧サービスを提供できる公衆閲覧施設と空間的な制約から解放されたインターネットにより結ばれた閲覧サービスを提供するいわばバーチャルな図書館とから成っていることが特徴です。

この特許電子図書館は、当初平成12年1月を目途に構築する予定でしたが、我が国の現状を踏まえ、特許情報を有効に活用することによりベンチャー企業などの技術開発を促進させることが強く求められていることから、今年度補正予算を利用してそのスケジュールを短縮し、インターネットによるサービスについては平成11年3月を目途に完成させることにしました。

3. 特許電子図書館から提供される内容

特許電子図書館では、特許庁が明治以来発行しているすべての公報類及び関連情報（約4000万件）が無料で提供され、現在特許庁内で利用されている各種番号や分類、技術用語などによる検索サービスも併せて提供されます。

また各種検索サービスの利用の便を考慮してガイダンス機能も提供されます。具体的には国際的に標準とされている特許分類であるIPCや、IPCをさらに細分化した庁内特許分類で

あるFI、日本意匠分類、意匠の国際分類と日本分類との対照表であるロカルノ日本分類対照表、特許庁が独自に開発したFターム、Dタームのリストなど各種分類に関するガイダンス機能が、それぞれ検索の補助ツールとして提供されます。

なお、特許電子図書館のインターネットサービスの一部を構成するものとして、特許公報全文が閲覧可能である「公報ジャーナル」、書誌的事項、要約、代表図面、リーガルステータス情報を1ページにまとめた抄録検索が可能である「公開特許公報フロントページ検索」、公開特許公報フロントページの英語版と位置づけられる「PAJ（公開特許公報英文抄録）検索」、特許庁に出願、登録されているすべての商標の情報が検索可能である「商標出願・登録情報検索」の提供が既に開始されています。

4. 特許電子図書館がもたらす効果

特許電子図書館が完成すると、工業所有権総合情報館、地方通産局特許室、知的所有権センターからは専用端末を通じて、個人、中小企業、大学、研究機関、さらには日本全国約3500カ所ある商工会議所に設置されたパソコンからは、インターネットを通じて安価で容易に工業所有権情報を入手することができるようになります。

これにより、ベンチャー企業をはじめとする各企業は、研究・技術開発や事業化の方向性を策定する際、特定の技術分野の出願動向から技術開発の現状を把握したり、企業名などの出願人名による検索を行うことにより、他社の技術開発動向を把握することができます。

したがって、事業展開しようと考えている分野にどのような特許がすでに出願されているかを検索することによって、研究開発費の重複投資や無用な紛争が防止され、権利設定されていない分野に対する研究・技術開発に集中することが可能となります。

また、出願前に先行調査を行うことによって、出願を厳選することが可能となり、幅広い権利の取得を志向することができます。以上のような効果によって、企業の開発意欲が向上し、独創性のある研究開発の促進等が期待されます。

5. 今後の計画

特許電子図書館におけるネットワークからの情報提供が浸透してくると、情報の伝達が即時かつ安価に行われるため、従来の物理的実在

を有するパッケージ型メディアによる公報発行の必要性が次第に薄れることになり、ネットワークによる公報発行即閲覧という一体化した状態が実現可能なものとなります。

特許庁では、このネットワークによる公報発行に関して、特にインターネットで行った場合の技術的、法律的または実務・運用的な側面からその実現可能性を検討しております。

インターネットによる公報発行は、電子情報化時代に適応し、かつ、より効率化・より高度化した特許行政の新たな一頁を拓くものと期待しております。